

航空機騒音測定・評価マニュアル（概要）

航空機騒音測定・評価マニュアル（以下「新マニュアル」）では、「航空機騒音に係る環境基準」の一部改正（平成19年12月17日付け、環境省告示第114号）の内容を反映した。航空機騒音監視測定マニュアル（昭和63年制定）（以下「現マニュアル」）との主な変更点等を以下のとおり記す。

1. 評価指標

- 現マニュアル：WECPNL
 - ・ A特性騒音レベルのピークレベルと航空機の機数に基づく評価。
- 新マニュアル： L_{den}
 - ・ 地上音等の寄与を考慮した航空機の総暴露量評価。
〔近年の騒音測定機器の技術的な進歩や諸外国の動向（ L_{den} 等のエネルギー積分を行う評価指標の採用）に対応した新たな評価指標。〕

2. 基準値

- 現状基準レベルの早期達成の実現を図ることが肝要であり、騒音対策の継続性も考慮し、現行の基準値に相当する値とした。

地域の類型	現基準値(WECPNL)	新基準値(L_{den})
I	70 dB以下	57 dB以下
II	75 dB以下	62 dB以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

3. 評価対象

- 1日の平均離着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とした。

4. 測定器

- L_{den} 評価に対応した測定器を使用することを求めている。

5. 測定期間

- 短期測定は、連続7日間を基本とし、運用状況の変化が大きい場合は14日間とした。
(現マニュアルにおいても、「タイプ2の飛行場（自衛隊や米軍の戦闘機やジェット輸送機、プロペラ機などが飛行する飛行場）」における測定期間は、「2週間」としている。)

6. 測定・評価

- L_{den} 評価に対応した測定を求めている。
- 新マニュアルでは「評価」の項目を規定した。